

奈良市新クリーンセンター建設に係る
計画段階環境配慮書についての市長意見

市名	市長意見	意見への対応
奈良市	<p>・ 全般的事項…計画段階環境配慮書に対する住民等から寄せられた意見を尊重し、配慮すること。</p> <p>計画段階環境配慮書対象事業想定区域近傍には住宅、学校及び病院が存在することから、周辺地域の生活環境への影響に十分配慮すること。</p> <p>環境影響評価方法書以降の手続においては、計画段階環境配慮書において選定しなかった計画段階配慮事項も含め、環境保全の見地から再度評価項目を選定し、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>・ 大気質…周辺地域において、排ガス中に含まれる大気汚染物質による影響を最小限のものとするよう計画すること。</p> <p>供用後の廃棄物運搬車両の排気ガスによる沿道環境への影響についても適切に調査、予測及び評価し、その影響を最小限のものとするよう計画すること。</p> <p>排出ガスによる影響について、周辺地域への長期的な影響を最小限のものとするのみではなく、短期的な影響についても十分配慮したものとするよう計画すること。</p> <p>・ 景観…奈良市景観計画に基づき、建築物等の意匠・形態及び色彩等については、奈良らしい眺望景観及び周辺の景観に調和するよう十分な配慮を行うこと。</p> <p>地盤面から 25 メートルを超える建築物及び工作物について行為をしようとする場合は、なら・まほろば景観まちづくり条例第 17 条の 2 第 1 項の規定による届出前に「事前協議」を行い、通知内容を遵守すること。</p>	<p>各市長からの意見を踏まえた上で、環境審議会に諮り、事業者に対して環境の保全の見地から意見を述べます。</p> <p>また、方法書以降の手続において、奈良県環境影響評価技術指針及び同マニュアルに基づき、適切な調査・予測及び評価を実施するよう指導します。</p>
大和郡山市	<p>・ 全般的事項…計画段階環境配慮書に対する住民意見を尊重し、十分に配慮していただくようお願いします。また、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法が適切に行われ、事業実施による環</p>	

	<p>境への負荷をできる限り回避、又は低減していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気質…大和郡山市域を含む周辺地域において、排ガス中に含まれる大気汚染物質による影響を最小限のものとなるよう計画すること。また、方法書以降の手続において適切な調査・予測及び評価を行っていただきたい。 ・交通安全対策…業務車両運行計画について、方法書以降の手続きにおいてより具体的なものとする 	
天理市	<ul style="list-style-type: none"> ・全般的事項…計画段階環境配慮書に対する住民意見を尊重し、十分に配慮していただくようお願いします。また、事業実施による環境への負荷をできる限り回避または低減するように事業者への指導をお願いします。 ・大気質…天理市域を含む周辺地域において、排ガス中に含まれる大気汚染による影響を最小限となるよう計画し、方法書以降の手続きにおいて適切な調査・予測及び評価をお願いします。 	



奈健環第17号の2
令和3年4月28日

奈良県知事 荒井正吾様

奈良市長 仲川元庸



計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和3年4月19日付け環政第50号にて照会のありました下記事業に係る標記の件につきまして下記のとおり意見を提出いたします。

記

1. 事業者の名称：奈良市
2. 都市計画配慮書対象事業の名称、種類及び規模
名称：奈良市新クリーンセンター建設事業
種類：廃棄物の処理施設の設置の事業
規模：処理能力 最大約 586 t/日（約 24.4 t/時）
3. 対象事業の実施想定区域：奈良市七条地区
4. 意見
 - ① 全般的事項
 - ・計画段階環境配慮書に対する住民等から寄せられた意見を尊重し、配慮すること。
 - ・計画段階環境配慮書対象事業想定区域近傍には住宅、学校及び病院が存在することから、周辺地域の生活環境への影響に十分配慮すること。
 - ・環境影響評価方法書以降の手続きにおいては、計画段階環境配慮書において選定しなかった計画段階配慮事項も含め、環境保全の見地から再度評価項目を選定し、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価を行うこと。
 - ② 大気質について
 - ・周辺地域において、排ガス中に含まれる大気汚染物質による影響を最小限のものとするよう計画すること。



- ・供用後の廃棄物運搬車両の排気ガスによる沿道環境への影響についても適切に調査、予測及び評価し、その影響を最小限のものとするよう計画すること。
- ・排出ガスによる影響について、周辺地域への長期的な影響を最小限のものとするのみではなく、短期的な影響についても十分配慮したものとするよう計画すること。

③ 景観について

- ・奈良市景観計画に基づき、建築物等の意匠・形態及び色彩等については、奈良らしい眺望景観及び周辺の景観に調和するよう十分な配慮を行うこと。
- ・地盤面から25メートルを超える建築物及び工作物について行為をしようとする場合は、なら・まほろば景観まちづくり条例第17条の2第1項の規定による届出前に「事前協議」を行い、通知内容を遵守すること。

大郡環政第12号
令和3年4月30日

奈良県知事 荒井正吾様

大和郡山市長 上田清



計画段階環境配慮書に係る意見書について

令和3年4月19日付け環政第50号にて照会のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 事業者の名称 奈良市
2. 事業の名称、種類及び処理能力
名称 : 奈良市新クリーンセンター建設
種類 : 廃棄物の処理施設（ごみ焼却施設）の設置
処理能力 : ごみ焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）
約586 t / 日（5市町での計画の最大値）
3. 事業実施想定区域の位置及び面積
位置 : 奈良市七条地区
面積 : 約5.0 ha
4. 意見
 - 1) 全般的事項
計画段階環境配慮書に対する住民意見を尊重し、十分に配慮していただくようお願いいたします。また、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法が適切に行われ、事業実施による環境への負荷をできる限り回避、又は低減していただきたい。
 - 2) 大気質について
大和郡山市域を含む周辺地域において、排ガス中に含まれる大気汚染物質による影響を最小限のものとなるよう計画すること。また、方法書以降の手續において適切な調査・予測及び評価を行っていただきたい。
 - 3) 交通安全対策について
業務車両運行計画について、方法書以降の手續きにおいてより具体的なものとすること。

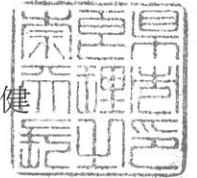


天 環 第 25 号

令和 3 年 4 月 30 日

奈良県知事 荒 井 正 吾 様

天理市長 並 河 健



意見書について

令和 3 年 4 月 19 日環政第 50 号にて照会がありました事項について、以下の通り回答いたします。

記

1. 事業者の名称 奈良市
2. 都市計画配慮書対象事業の名称、種類及び規模
名称：奈良市新クリーンセンター建設
種類：廃棄物の処理施設（ごみ焼却施設）の設置
（一時間当たりの処理能力が八トン以上であるもの）
規模：処理能力 最大約 586 t/日 （約 24.4 t/時）
3. 対象事業の実施想定区域 奈良市七条地区

4. 意見

①全般的事項

計画段階環境配慮書に対する住民意見を尊重し、十分に配慮していただくようお願いいたします。また、事業実施による環境への負荷をできる限り回避または低減するように事業者への指導をお願いいたします。

②大気質について

天理市域を含む周辺地域において、排ガス中に含まれる大気汚染による影響を最小限となるよう計画し、方法書以降の手続きにおいて適切な調査・予測及び評価をお願いいたします。

